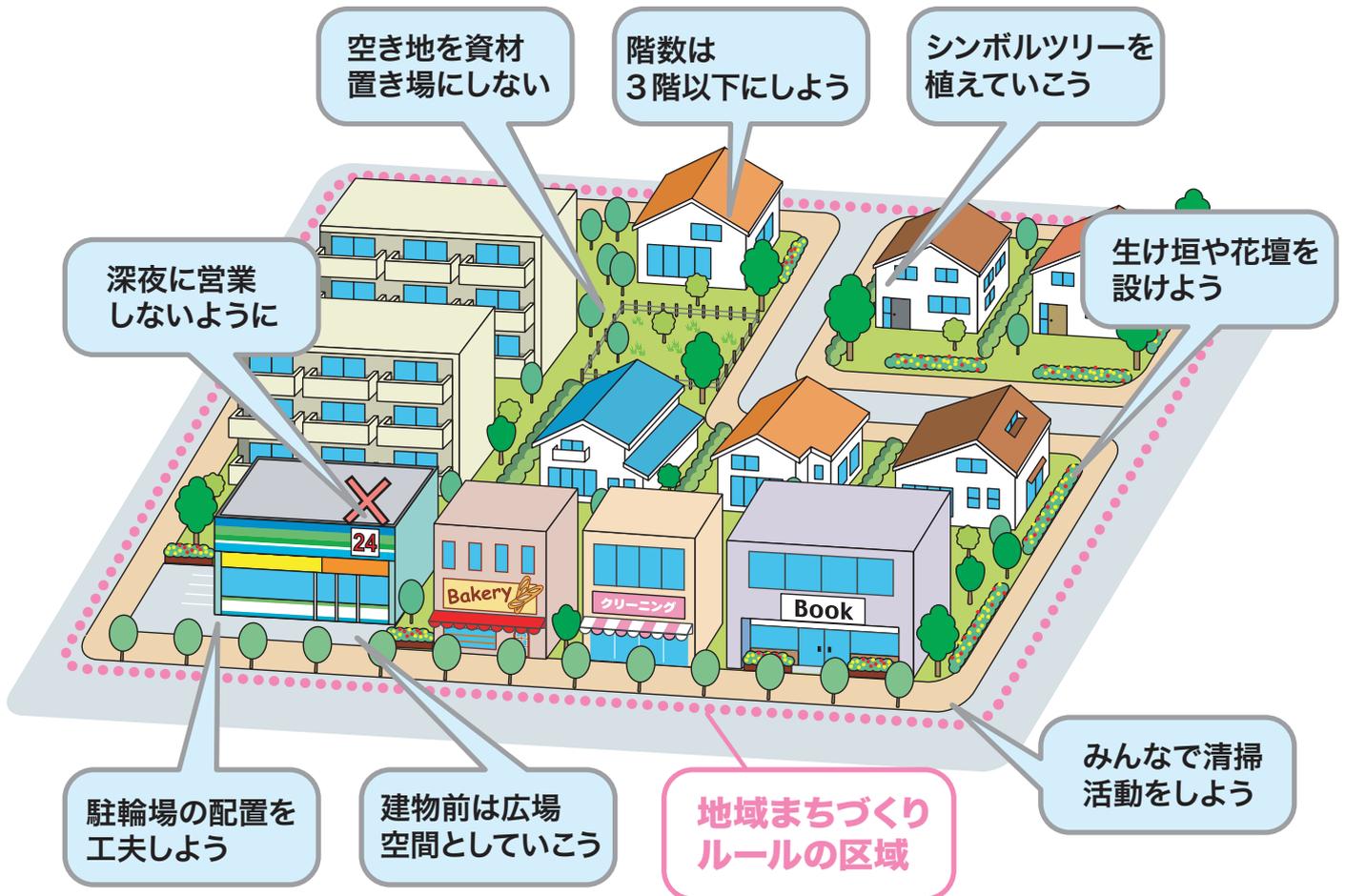


地域まちづくりルール

～地域が決めた幅広いルールを横浜市と協働して守ります～

- 地域の人たちの多数の支持を得て、地域まちづくり推進条例に基づく市長の認定を受けます
- ルールは地域でつくる「地域まちづくり組織」が横浜市とともに守っていきます
- ルールの認定は6年ごとに延長が必要です



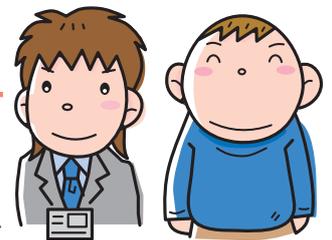
建物や工作物の建て方や生活環境のルールなどの具体的なルールを決めます

■ 建物や工作物の建て方

- ・用途
- ・規模(建ぺい率、容積率)
- ・高さ
- ・外壁の後退
- ・敷地の規模
- ・塀の種類
- ・構造や材料
- ・防犯等を兼ねた玄関灯の設置
- ・看板・広告物の大きさ、色 など

■ 生活環境のルール

- ・商店の営業時間
- ・防犯のための夜間点灯
- ・騒音・清掃活動 など



地域まちづくりルールの導入の流れ

話し合い

多数の支持

横浜市へ
申出

市長が認定

まちのルールづくり相談センター・コーナーが全面的にバックアップします



地域まちづくりルールのページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/chikimachizukuri/rule/>



■地域まちづくりルールの特徴

○幅広い内容・表現でルールを決められます

地域まちづくりルールは、決められるルールのメニューが限定されていないので、地域の個性や特徴に合わせたまちづくりのルールを自由に決められます。

○地域まちづくり組織と横浜市が協働してルールを守っていきます

地域まちづくり組織をつかって、地域住民の理解と信頼を得ながら横浜市と一緒にルールを運用していく必要があります。

建築計画などの協議・届出を受けるなど、地域まちづくり組織と横浜市の両方でルールを守っていきます。

■地域まちづくりルールの事例

◆荏田北二丁目まちづくり協定(青葉区)



○この地区は、まちなみとアメニティを継承し、美しく調和のとれた住環境の維持向上をはかるため、地域の皆さんが発意し、ルールを作成しました。

○主なルールは「建物用途、高さ、敷地面積」などの他、以下を決めています。

- ◇デザイン: 現在の建築様式との調和を図る、屋根は勾配屋根とする
- ◇色彩: 原色などの刺激的な色彩としない、色彩ガイドラインで定める
- ◇隣地に面する開口部: 視線をさえぎる工夫をする
- ◇防犯のための常夜灯: 門扉付近に設置する
- ◇緑・花: ハナミズキを育てる、レンガ通りに植栽し、樹木を育てる

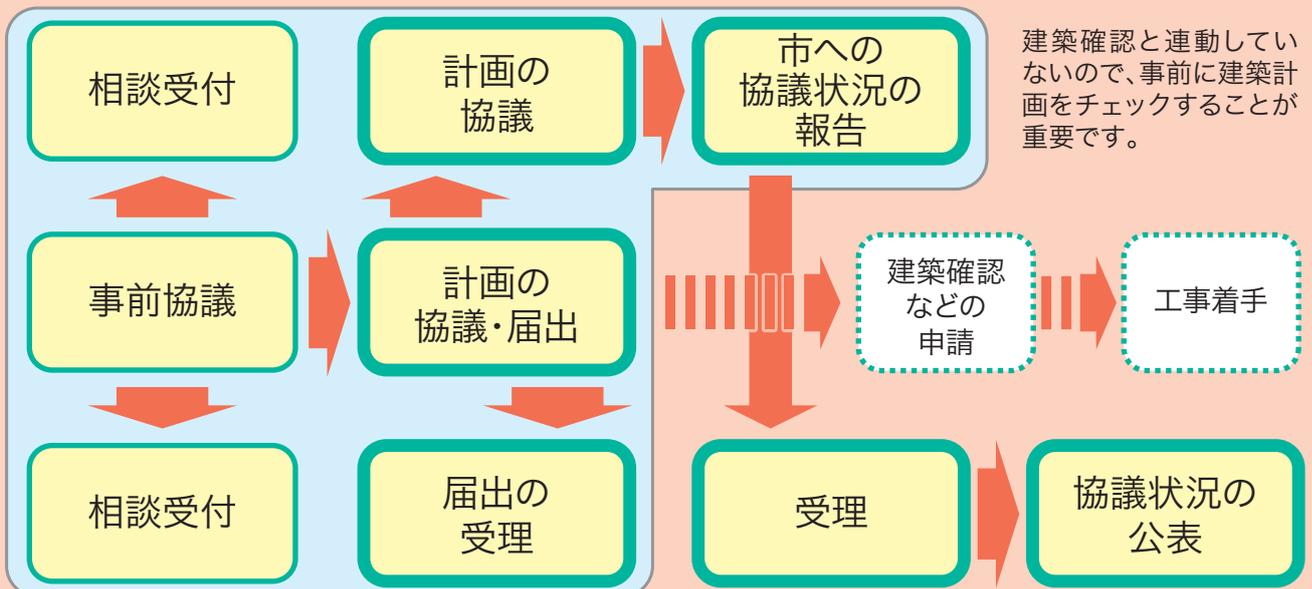


*詳細は以下をご参照下さい

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/chiikimachizukuri/rule/chimachirule.html#r05001>

建築などをする時は・・・

地域まちづくりルールの手続き



「地域まちづくり組織」とは、地域住民等の多数の支持を得て市長の認定を受けた団体で、計画の事前協議などルール運用の役割を担います。

建築確認と連動していないので、事前に建築計画をチェックすることが重要です。

計画の届出は建築確認など申請の30日前までに行う必要があります